

日医ニュース

2026. 5. 20 No. 1551

日本医師会
Japan Medical Association

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
電話 03-3946-2121(代)
FAX 03-3946-6295
E-mail wwwinfo@po.med.or.jp
https://www.med.or.jp/

毎月2回 5日・20日発行 定価 2,400円/年(郵税共)



トピックス

- 定例記者会見 2面
- 令和8年度学校保健講習会 3面
- 令和8年度シンポジウム「未来ビジョン」若手医師の挑戦 4面

令和8年度都道府県医師会 新たな地域医療構想に関する担当理事連絡協議会

新たな地域医療構想に係るガイドラインの方向性について確認



令和8年度都道府県医師会 新たな地域医療構想に関する担当理事連絡協議会が4月15日、日本医師会館小講堂とWEB会議のハイブリッド形式で開催され、新たな地域医療構想に基づいた今後の医療提供体制の方向性を確認するとともに、各都道府県医師会との質疑応答等を通じて相互理解を深めた。

まえ、「健全経営の担保」を前提とするよう繰り返し主張してきた、(2)新設される医療機関機能報告については、地域に根差した医療機関が機能を最大限発揮できることが重要であり、国の基準を全国一律に適用するのではなく、柔軟な運用と自主性に基づく運用を求めたこと等を説明。

必要病床数等の各種指標については、「2040年という遠い未来を予測するために、統計に基づいて導出された推計値にすぎない」として、実態を無視した取り組みを行わないよう強く要請していること語った。

さらに、構想策定後も定期的に実態を評価し、見直しを適宜行うよう主張した結果、その旨が検討会の取りまとめにも反映されたと報告。

その上で、松本会長は「医師会主導で各地域の協議の場を活性化し、円滑かつ適切に構想策定が促進されるよう、議論を深めていただきたい」とした。

続いて、西嶋康浩厚労省医政局地域医療計画課長より、新たな地域医療

構想に係るガイドラインの方向性について説明が行われた。

西嶋課長はまず、新たな地域医療構想について、「日本全体の人口動態や地域ごとの課題、入院受診延日数や病床利用率の減少傾向などを踏まえ、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた、地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものであり、一般の医療法改正で医療計画の上位概念に位置付けられた」と述べた。

構想区域については、①医療提供体制の構築②必要病床数の運用③の大きく二つの役割があるとし、①は人口20万・30万人以上を目安に検討する必要がある一方、②は都道府県が区域の人口や医療機関数、人口の流出入等を踏まえて設定するものであると説明。また、

二次医療圏の半数が既に人口規模20万人未満となっている現状等を鑑みれば、人口の少ない地域では「圏域の広域化」隣接する都道府県との連携等の見直しを考えられる」と主張した。

医療機関機能報告に関する

しては、「急性期拠点機能」「在宅医療等連携機能」「高齢者救急・地域急性期機能」「専門等機能」「大学病院本院は「医療及び広域診療機能」を選択の中から医療機関が手挙げて報告するものであり、「複数あっても可」と説明。他方、病床機能では回復期を包括期とするとともに、必要病床数の見直し等も行うとした。

また、有床診療所の役割についても言及し、構想の中でも重要な役割を果たすものになる」と述べた。

その他、令和7年度補正予算で実施する「病床数適正化緊急支援事業」に関しては、令和8年度末までに病床を削減する医療機関への財政支援であり、今回は基金管理団体から医療機関に所要額を直接支給する仕組みであること等を概説。「あくまでも医療機関の手挙げによるものであり、病床削減を検討している医療機関は早めに対応してほしい」と呼び掛けた。

その後、今村英仁常任理事の参画と多岐にわたる内容が議題になるばかりでなく、医療機関機能報告制度が開始されることにより一層複雑化し、混乱が生じかねないことに懸念を表明。「医療現場の実態を最も知悉している医師会が議論を

関係者の役割が大事になる」と強調。今後は人口推計や人材等の医療資源等のデータを踏まえ、「現状・課題の把握」「区域の設定」「設定した区域の課題の把握」に取り組み、遅くとも2028年度までに急性期拠点機能を報告する医療機関を含めた医療機関の設定等、課題に応じて対応案を検討・決定し、新構想を策定するとともに、2035年をめどに、2040年を見据えた医療提供体制について一定の成果を確保することを目指すとした。

その上で、角副会長は「ガイドラインの柔軟な解釈や補助金を始めとする支援策等について、国に対して強く働きかける」とともに、医師会全体として、全地域に根差した医療提供体制構築に向けた取り組みが円滑に進められるよう、引き続き日本医師会として努めていく」と述べ、本協議会は終了となった。

最後に総括を行った角田副会長は、2028年度までに構想を策定するに当たって、各地域の協議の場では、幅広い関

係者の参画と多岐にわたる内容が議題になるばかりでなく、医療機関機能報告制度が開始されることにより一層複雑化し、混乱が生じかねないことに懸念を表明。「医療現場の実態を最も知悉している医師会が議論を

主導する必要がある」と述べるとともに、各地域の状況は多種多様であることから、ガイドラインに過度にとらわれず、各地域の将来をしっかりと推定しながら議論を進めるよう要請した。

その上で、角副会長は「ガイドラインの柔軟な解釈や補助金を始めとする支援策等について、国に対して強く働きかける」とともに、医師会全体として、全地域に根差した医療提供体制構築に向けた取り組みが円滑に進められるよう、引き続き日本医師会として努めていく」と述べ、本協議会は終了となった。

医療機関機能報告に関する

しては、「急性期拠点機能」「在宅医療等連携機能」「高齢者救急・地域急性期機能」「専門等機能」「大学病院本院は「医療及び広域診療機能」を選択の中から医療機関が手挙げて報告するものであり、「複数あっても可」と説明。他方、病床機能では回復期を包括期とするとともに、必要病床数の見直し等も行うとした。

また、有床診療所の役割についても言及し、構想の中でも重要な役割を果たすものになる」と述べた。

その他、令和7年度補正予算で実施する「病床数適正化緊急支援事業」に関しては、令和8年度末までに病床を削減する医療機関への財政支援であり、今回は基金管理団体から医療機関に所要額を直接支給する仕組みであること等を概説。「あくまでも医療機関の手挙げによるものであり、病床削減を検討している医療機関は早めに対応してほしい」と呼び掛けた。

その後、今村英仁常任理事の参画と多岐にわたる内容が議題になるばかりでなく、医療機関機能報告制度が開始されることにより一層複雑化し、混乱が生じかねないことに懸念を表明。「医療現場の実態を最も知悉している医師会が議論を

主導する必要がある」と述べるとともに、各地域の状況は多種多様であることから、ガイドラインに過度にとらわれず、各地域の将来をしっかりと推定しながら議論を進めるよう要請した。

その上で、角副会長は「ガイドラインの柔軟な解釈や補助金を始めとする支援策等について、国に対して強く働きかける」とともに、医師会全体として、全地域に根差した医療提供体制構築に向けた取り組みが円滑に進められるよう、引き続き日本医師会として努めていく」と述べ、本協議会は終了となった。

最後に総括を行った角田副会長は、2028年度までに構想を策定するに当たって、各地域の協議の場では、幅広い関

係者の参画と多岐にわたる内容が議題になるばかりでなく、医療機関機能報告制度が開始されることにより一層複雑化し、混乱が生じかねないことに懸念を表明。「医療現場の実態を最も知悉している医師会が議論を

主導する必要がある」と述べるとともに、各地域の状況は多種多様であることから、ガイドラインに過度にとらわれず、各地域の将来をしっかりと推定しながら議論を進めるよう要請した。

その上で、角副会長は「ガイドラインの柔軟な解釈や補助金を始めとする支援策等について、国に対して強く働きかける」とともに、医師会全体として、全地域に根差した医療提供体制構築に向けた取り組みが円滑に進められるよう、引き続き日本医師会として努めていく」と述べ、本協議会は終了となった。

外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の届出のご検討をお願いします!!

—現在既に算定中の医療機関も 新たな届け出が必要です—



届出の方法等の詳細は厚生労働省ホームページ「令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について」などをご参照ください。



厚生労働省
ホームページ

日本医師会

定例記者会見

4月22日

インフレ下の対応は 令和8年度の予算編成を 道しるべきとして踏襲すべき



松本吉郎会長は、財務省財政制度等審議会財政

松本吉郎会長は、財務省財政制度等審議会財政制度分科会で「春の建議」に向けた議論が開始されたことを受け、「財政総論（以下、財政審資料）」における、(1) 社会保障における労働生産性、(2) いわゆる給付と負担に関する主張につ

上に公定価格である診療報酬を上げる必要がある」と強調した。

さらに、①診療報酬上の人員配置の要件は令和8年度診療報酬改定で多少緩和が図られたものの、依然として厳密に設定されている②医療・介護に關しては、成長型経済の実現に寄与していくためのアウトプットは生命や健康である——ことを説明し、「製造業等と単純に比べるのは、比較対象としてあまりにも無理があるのではないか」と指摘した。

その上で、生産性の向上に向けては、「日本医師会を始め、医療界は医師の働き方改革や医療DXの推進などにより、これまででも尽力してきた」とし、引き続き推進していく姿勢を示した。

(2)を巡っては、自助・公助・共助のバランスについて、財政審資料の「社会保障給付費の増と財政」では金額ベースで書かれ、公助（税金）が増えたことが強調されている点に言及。国民医療費の財源構成比の割合で見れば、自助（患者負担）は2013年が11・8%、2023年も同様に11・8%で割合に変化はない一方、公助（税金）は38・8%から37・5%

第162回日本医師会定例代議員会 次第

日時 令和8年6月27日(土) 午前9時30分
場所 日本医師会館
東京都文京区本駒込2丁目28番16号

- 開 会
- 会長挨拶
- 代議員会議長及び副議長の選定
- 報 告
令和7年度日本医師会事業報告の件
- 議 事
第1号議案 令和7年度日本医師会決算の件
第2号議案 日本医師会役員（会長、副会長、常任理事、理事、外部理事、監事、外部監事）及び裁定委員選任の件
第3号議案 日本医師会役員（会長、副会長、常任理事）選定の件
- 閉 会

第163回日本医師会臨時代議員会 次第

日時 令和8年6月28日(日) 午前9時30分
場所 日本医師会館
東京都文京区本駒込2丁目28番16号

- 開 会
- 会長挨拶
- 議 事
第1号議案 令和9年度日本医師会会費賦課徴収の件
- 閉 会

成を「道しるべき」として踏襲すべきだ」と強く主張した。

加えて、財政審資料において、公費負担増に対して事業主負担等が少ないうとする一方で、保険料率の上昇による逼迫感を訴えていることを指摘。「医療費は主に高齢化によって増加しているのだから、必要な医療の財源はしっかりと確保すべき」と反論した。

最後に松本会長は、日本医師会がこれまでにも「税金による公助」「保険料による自助」「患者の自己負担による自助」の三つのバランスを取りながら進めることが大切であり、自己負担のみを増やさないことと併せて、低所得者への配慮が重要であると主張してきたことを改めて説明。「令和9年度予算編成に向けて『骨太の方針』の議論が、今回の財政審での議論を契機に活発になると思われるが、日本医師会は引き続き強く主張していく」と力を込めた。

と、その割合はむしろ減っているとして、「国民の生命と健康を守るためにも、しっかりと税を投入すべき」と強調。加えて、現在議論されている健康保険法等改正によって、高額療養費制度やOTC類似薬に関する追加負担等が実施されることになれば、自助は更に増えることになるとした。

また、財政審資料の「医療・介護に係る保険給付費等の伸びと現役世代の保険料負担」において、医療・介護保険給付費等の伸びや保険料等のデータが示されたことにも触れ、これまでの記者会見でも述べてきたとおり、財務省は恣意的に2012年からの平均値を比較して、雇業者報酬の伸びを医療・介護保険給付費の伸び等が上回ると主張

していることを改めて批判。その上で、①直近3年（2021～2024年度）の医療・介護に係る保険給付費等の伸びはプラス2・2%であり、財政審資料に示されたプラス2・8%（2012～2024年度）よりも更に減少している②直近3年（2021～2024年度）の雇業者報酬の伸びはプラス2・9%であり、財政審資料に示されたプラス2・0%（2012～2024年度）より伸びており、「2025年度も加えるとプラス3・23%で直近3年よりも更に伸びている」③財政審資料では「保険料率が上昇」とされているが、協会けんぽの保険料率は2026年度9・9%となり、0・1%引き下げられている——ことなど

を示して反論した。さらに、財政審資料（2021～2024年度）の医療・介護に係る保険給付費等の伸びはプラス2・2%、雇業者報酬の伸びはプラス2・9%に關しては、これまでの日本医師会の指摘を受けて示されたものだとした上で、「この注釈の記載を踏まえれば、財政審が資料で示した保険給付費等の伸びと雇業者報酬の伸び（の図）は、全く逆の形（傾き）になり、雇業者報酬の伸びが医療・介護保険給付費等の伸びを上回ると指摘。インフレ下における給付と負担に関する対応については「デフレ下のコストカット型経済を踏襲するのではなく、インフレ下の令和8年度の予算編

成を「道しるべき」として踏襲すべきだ」と強く主張した。加えて、財政審資料において、公費負担増に対して事業主負担等が少ないうとする一方で、保険料率の上昇による逼迫感を訴えていることを指摘。「医療費は主に高齢化によって増加しているのだから、必要な医療の財源はしっかりと確保すべき」と反論した。

第15回 赤ひげ大賞 候補者募集にご協力願います

日本医師会では今年度で15回目を迎える「日本医師会 赤ひげ大賞」の候補者募集を行っています〔7月31日（金）締切〕。

本賞は、日本医師会と産経新聞社の主催により、厚生労働省等の後援、都道府県医師会の協力並びに太陽生命保険の特別協賛（第6回より）を得て行っているものです。第14回の表彰式では高市早苗内閣総理大臣に会場で祝辞を述べていただいた他、レセプションには秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご臨席を賜り、受賞者に直接、お声掛けいただくなど、日本医師会でも大変大きな行事の一つとなっています。

この事業の目的は、「現代の赤ひげ」とも言うべき、地域に根付き、

その地域の「かかりつけ医」として、日々の健康管理と診療に従事している医師にスポットを当てて顕彰することにあります。

ただ、これまでに「赤ひげ大賞は高齢の医師でない」と受賞できないとの誤解もあったことから、今回より令和8年7月末時点で「50歳未満」から1名、「50歳以上」から1名の計2名まで、推薦できるように変更いたしました。

本賞は都道府県医師会から推薦をしていただく形となっておりますので、会員の先生方におかれましては周りに赤ひげ大賞の受賞にふさわしいと思われる医師がおられましたら、都道府県医師会にぜひお知らせ下さい。

赤ひげ大賞 公式サイト

【問い合わせ先】 日本医師会広報課 ☎ kouhou@po.med.or.jp

日本医師会
Japan Medical Association

公益社団法人 日本医師会
公式 YouTube チャンネル

日本医師会の公式 YouTube チャンネルでは定例記者会見の他、健康に役立つ様々な情報を紹介した「教えて！日医君！」シリーズなどの動画を掲載しています。

ぜひ、ご覧いただくとともにチャンネル登録をお願いします。

令和8年度学校保健講習会

「学校保健に関する最近の課題」をテーマに開催

令和8年度学校保健講習会が4月19日、日本医師会館大講堂で開催され、現場が直面する喫緊の課題として、熱中症、自殺対策、性教育、花粉症などについての講演が行われた。

渡辺弘司常任理事の司会で開会。冒頭のあいさつで松本吉郎会長（茂松茂人副会長代読）は、今日の学校現場を取り巻く環境はかつてない速さで変化し、教育・医療・福祉の連携により、高度で総合的な判断が求められる状況になってきている

ことを強調。本講習会で、学校医の職務を改めて確認するとともに、養護教諭との連携強化につながることに期待を寄せ、「未来の学校保健を共に作り上げていく創造的な場となることを強く願っている」とした。

強調し、学校保健安全法と労働安全衛生法の違いを理解した上で、健診項目を明確にした契約を行うよう呼び掛けた。

高校への申し送りをしっかりと行うとともに、保護者及び医療機関との連携に努めていくとした。

ルを作成・見直ししていくことの重要性を訴え、学校医には、学校や子どもたちの状況を踏まえた医学的知見によるアドバースを求めた。

分析に努めるとともに、改正自殺対策基本法（同7年）を踏まえた地方公共団体による子どもの自殺対策に係る協議会の設置などを進めており、引き続き子どもを取り巻く関係者による一体的な支援強化を促進していくとした。

口作戦と題して講演した岡野光博国際医療福祉大学医学部耳鼻咽喉科科学教授は、アレルギー性鼻炎・花粉症が重症化するQOLが低下し、学業への悪影響も見られるとのデータを示すとともに、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会では、2022年から「花粉症重症化ゼロ作戦」を実施していることを紹介。

最後に渡辺常任理事が閉会のあいさつを行い、講習会は終了となった。



渡辺常任理事

（1）学校医の職務について講演した渡辺常任理事は、主な仕事を、①定期・臨時健康診断の実施②学校保健・安全計画の立案③学校の環境衛生の指導・助言④疾病の予防・感染症対策⑤健康相談・保健指導⑥救急処置に整理して説明。

学校における健康診断の目的については、「学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについ

て、疾病をスクリーニングし健康状態を把握すること、学校における健康課題を明らかにして、健康教育に役立てることにある」とした。

内科健診における脱衣の問題については、着衣のままであれば学校医はその結果に責任を負えないため、同意書を求める方向で文部科学省と話し合っていると、健診の意義を伝えるSNS用の動画を作成する考えを示した。

学校産業医については、学校医と産業医の役割を区別すべきと改めて

感染症対応や困った時には、学校医の助言が大きな支えになっていると、困ったら〇〇先生がいると思って執務に当たれることの心強さや安心感は、本当にありがたい。そんな関係性を作りながら、生徒たちの成長を見守っていきたい」と強調。養護教諭として、小学校から中学校、また

中症対策について説明した吉田慶太スポーツ庁スポーツ戦略官は、昨年の熱中症による搬送人数が10万人を超え、調査開始以来、最多であったことを報告。特に6月の多さが特徴的で、暑くなる前から計画的な取り組みが重要になるとした。

文科省における熱中症対策に関しては、①教室や体育館等の空調整備促進②学校における「危機管理マニュアル」の活用③学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きや動画、ポスター・リーフレットなどによる普及啓発活動などを進めていると説明。子どもは熱中症であっても「疲れた」としか言わないことなどに注意を促し、刻々と容態が変わっていく緊急時の対応について、地域の実情を踏まえた危機管理マニュアル

策について講演した小野雄大ことも家庭庁支援局総務課長は、令和7年度の自殺者総数は1万9188人と統計開始以降で最少となる一方、小中高生の自殺者数は538人と最多であったことを報告。小中高生は男女共に自殺未遂から1年以内に再び自殺を試みるケースが過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では自殺未遂から1カ月以内に自殺に至る割合が高いことから、「自殺未遂をした子や、希死念慮を口にしてる子はいかに支援につなげることができるかが、とりわけ重要になる」と強調した。

また、個別指導については、発達段階を踏まえた上で、学校全体の共通理解を図り、保護者の理解を得る必要があるとし、プライバシーや実施場所など、集団指導以上の配慮が求められるとした。



吉田会長



吉田戦略官



小野課長



横嶋教授



岡野教授

お知らせ

令和8年度学校保健講習会を収録した動画並びに資料は日本医師会ホームページ内のメンバーズルーム（映像配信（講習会・研修会等））に掲載していますので、ご活用願います（メンバーズルームをご覧いただくにはログインIDとパスワードが必要となります）。

日本医師会 会員専用メンバーズルーム

令和8年度学校保健講習会 令和8年4月19日開催

日時 令和8年4月19日（日）10時00分～16時00分

場所 日本医師会館 大講堂



令和8年度シンポジウム

「未来ビジョン」若手医師の挑戦

若手医師の多様な取り組みを共有

令和8年度シンポジウム「未来ビジョン」若手医師の挑戦」が4月18日、日本医師会館小講堂で開催され、都道府県医師会からのZoom参加に加え、公式YouTubeチャンネルにてライブ配信も行われた。

本シンポジウムは、若手医師たちの取り組みにスポットを当て、医療の未来ビジョンについて考えることを目的に開催しているもので、今回で4回目となる。

「素人が医師会の役員に!?」

災害医療と、現場から始まる改革

菅谷暢 福島県医師会常任理事/総合南東北病院院長



菅谷 常任理事

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

「素人が医師会の役員に!?」

災害医療と、現場から始まる改革

菅谷暢 福島県医師会常任理事/総合南東北病院院長

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと

菅谷常任理事は、医師会に関わるきっかけとして、能登半島地震を挙げた。DMATとして石川県輪島市に派遣されたこと



高橋教授

高橋教授は、従来の胸骨正中切開とは別に、近年は体に負担の少ない新しい方法として、胸骨を切らない手術「小切開手術(MICS手術)」が発展してきていることを報告。さらに、「ロボット心臓手術は低侵襲で患者さんにとっても意味がある」とし、その代表例である「ダヴィンチ手術システム」にも触れ、僧帽弁閉鎖不全症に対する、弁を切らない弁形成術「Loop technique」をダヴィンチ手術で行っている動画を紹介し、大阪公立大学では、現在までに700例以上実施しているとした。



田中氏

田中氏は、家庭医について「地域住民の健康のために働く総合診療医である」と触れ、総合診療の専門研修に入る前に在宅医療を経験したことも言及。自分の人生を変えた医師が所属する北海道寿都町の診療所の見学を振り返り、一番印象に残っていることとして「置き去り実習」を挙げ、「私はここで初めて、病気をこころでなく、生活者としての患者さんを診るといふ経験を」と振り返った。



上田理事

上田理事は、京都府医師会のワークライフバランス委員会について「全ての医師が心身共に健康に過ごし、誇りを持って働き続けられる」というミッションの下、活動を展開していることを報告。

上田理事は、京都府医師会のワークライフバランス委員会について「全ての医師が心身共に健康に過ごし、誇りを持って働き続けられる」というミッションの下、活動を展開していることを報告。

令和6・7年度 会内委員会答申・報告書

(全文は日本医師会ホームページ「メンバーズルーム」に掲載)

小児在宅ケア検討委員会答申

「医師会による小児在宅ケアの 体制整備と医療的ケア児者の 支援について」



「Ⅷ総括」「おわりに」で構成されている。

不十分であると指摘。自治体に対して「医療的ケア児等総合支援事業」の活用等を求めている。

また、「Ⅷ総括」では、法の改正「医療的ケア児者支援法」では、改正法について現時点での議論の要点を示した上で、成立の意義を強調。「Ⅶ地域の小児医療体制の確保について」では、医療的ケア児の緊急入院等の受け入れ体制が求められる一方で、病院小児科の集約化、減少が進んでいることから、国・都道府県に対し、地域の小児医療体制確保に向けた支援を求めている。

地域医療対策委員会報告書

「地域の実情に応じた地域医療」

「Ⅷ総括」「おわりに」で構成されている。本委員会では今期、令和8年度の診療報酬改定に向けた要望について検討した他、都道府県医師会を対象とした「小児在宅ケア提供体制に関する調査」を実施。答申では、調査によって明らかとなった課題について示すとともに、その対応策や好事例などを紹介している。



「Ⅷ総括」では、「Ⅰ」都道府県における小児在宅医療に関する現状把握「Ⅱ医療的ケア児支援のための関係者による協議について」「Ⅲ医療的ケア児支援センターの課題と医師会が果たすべ

き役割」「Ⅳ医師会としての取り組みについて」「Ⅴ保護者への支援について」では、医療的ケア児を地域で養育する家族の精神的、身体的な負担が過酷であるにもかかわらず、我が国の法的整備や施設の充実が極めて

え、地域医療の近未来を先取りした取り組みを行っている安田健二石川県医師会会長に講演をしてもいい、参考とした。

また、「Ⅷ総括」では、法の改正「医療的ケア児者支援法」では、改正法について現時点での議論の要点を示した上で、成立の意義を強調。「Ⅶ地域の小児医療体制の確保について」では、医療的ケア児の緊急入院等の受け入れ体制が求められる一方で、病院小児科の集約化、減少が進んでいることから、国・都道府県に対し、地域の小児医療体制確保に向けた支援を求めている。

第46回日本医師会医療秘書 認定試験結果分析評価報告書



「Ⅷ総括」では、医療秘書の養成が重要な役割を担っており、労働環境改善に寄与することがより一層期待されることと指摘している。

また、各学院に関しては、専門学校から4年制大学まで養成の幅も広がり、有能な医療秘書が養成される状況が見られるとす。一方で、少子化の影響による学生数の減少等で残念ながら養成を停止・廃止する学院もあり、その数が12に上る現状に危機感を示している。

「Ⅲ」では、既往の三つのワーキンググループで類型ごとに議論した結果がまとめられており、その中では多くの委員から、患者数の減少、高齢疾患の増加、救急搬送の増加、並びに介護との連携、在宅医療の重要性が浮き彫りになる中で、医療提供体制の安定化には医療経営基盤の安定化が最低限必要である」との考えが示されたことが触れられている。

「Ⅲ」では、既往の三つのワーキンググループで類型ごとに議論した結果がまとめられており、その中では多くの委員から、患者数の減少、高齢疾患の増加、救急搬送の増加、並びに介護との連携、在宅医療の重要性が浮き彫りになる中で、医療提供体制の安定化には医療経営基盤の安定化が最低限必要である」との考えが示されたことが触れられている。

対象となったことで、今後医療機関に勤務する医療秘書の給与が底上げされ、医療秘書学院の入学生減少の歯止めになるのではないかと期待感を表明。また、「医師会事務作業補助体制加算」については、診療報酬改定ごとに拡充されているものに、診療報酬算定要件に本認定試験を位置付ける等の方策を引き続き求めていくとの考えを示している。

医師会共同利用施設検討委員会答申

「地域に根ざした医師会共同利用施設のあり方」2040年問題が及ぼす影響と対策」



利用施設のあり方「2040年問題が及ぼす影響と対策」を受け、取りまとめられたものである。内容は「はじめに」「1. 医師会共同利用施設が地域医療の中核として、住民の健康と福祉を支える公益的役割を担っていることを再認識するべきであり、医師会が共同利用施設における2040年問題に対する対策」

「はじめに」では、「2」衛生検査所（検体検査会社、臨床検査センター）からの集荷料等の請求に際しては、資料として、日本医師会が令和7年に実施した「衛生検査所（検体検査会社、臨床検査センター）からの集荷料等の請求に際しては、資料として、日本医師会が令和7年に実施した

「はじめに」では、「2」衛生検査所（検体検査会社、臨床検査センター）からの集荷料等の請求に際しては、資料として、日本医師会が令和7年に実施した

案内



第168回 日本医学会シンポジウム

《現地参加&WEB参加ハイブリッド開催》

◆主催：日本医学会

◆後援：日本産科婦人科学会・日本人類遺伝学学会・日本小児科学会・日本神経学会・日本遺伝力ウツセリング学会

◆日時：6月6日(土) 午後1時～5時5分

◆場所：日本医師会館大講堂

◆テーマ：着床前遺伝学的検査(PGT-M)について考える

◆定員：現地参加300名、WEB参加2000名

◆参加費：無料

◆プログラム：
・シンポジウム概説(序論)(加藤聖子福岡山王)

ステップを合わせるステップ

週末、私はサルサに身を投じる。華やかなラテン音楽に身を委ねながら、ふと気付くことがある。このダンスフロアに、私の診察室は、驚くほどよく似ている。サルサはペアダンスだ。リードする側は、相手の技術レベルやその日のコンディション、好みのスタイルを瞬時に読み取り、次の一歩を選ぶ。

問の喜びは格別だ。日々の診察も、本質は同じであると感じる。患者が求めているのは、病名の告知や処方箋だけではない。不安を抱える人、痛みを疲れ果てた人、あるいは、ただ誰かに話を聞いてほしい人。問診の言葉の端々、表情の陰り、そして沈黙の重さ、それらを五感で受け止め、こちらのアプローチを繊細に変えていく。数値やデータだけで



リズム
ただ誰かに話を聞いてほしい

は見えぬ「その人」に手が届いた時、診察はようやく一つの形としてかみ合う。その内容は多忙な現場の負担に配慮し、要点を短時間で把握できるようにコンパクトに編集されている。医療機関における産業保健の進め方や必要な知識を具体的に解説している他、産業界を始め、感染管理や放射線防護などの部門、さらにはそれを支える看護職・事務職らが連携する「チーム体

制」を想定し、活動の指針が示されている。産業医と現場スタッフが協働し、院長ら管理者の関与を得ながら、実効性のある産業保健活動を進めるための具体的な道標となる一冊となっている。定価 2970円(税込) 発行 産業医学振興財団

症例を基に術式選択の考え方を解説。第2章では基本術式を整理。第3章ではトピックスとして、ハイブリッド再建などの技術革新を紹介し、第4章では先達の知恵をQ&A方式で記載。最後の第5章では編者による対談形式で乳房再建の未来について語られている。定価 21780円(税込) 発行 克誠堂出版

ケアツールだ」と語る、慶應義塾大学病院に所属する気鋭の精神科医が、その臨床的実践を基に「アニメ」を臨床的なセラピーの場で活用する手法を説いた本邦初の解説書である。なぜアニメがメンタルケアに有用なのか、それを裏付ける理論的基盤、ステップ・バイ・ステップでの実践法、具体的なケースと作品名を提示しながら、分かりやすく解説している。さらに、本書の中には著者の恩師でもある斎藤環氏との対談も収録。作品選びや副作用に関する話から保険診療の中での実践方法、AI診療におけるキャラクターコンテンツの生かし方や最新のサブカルチャー作品の話題に至るまで網羅した内容になっており、極めて興味深い一冊となっている。定価 3740円(税込) 発行 中外医学社

氏は昭和3年生まれ。昭和28年東京慈恵会医科大学卒業。昭和38年師小児科医院継承開業。平成16年3月から平成20年2月まで宮城県医師会会長を務めた。その間、平成18年4月から平成20年3月まで日本医師会監事を務めた。平成20年には旭日小綬章を受章している。



申し込みはこちら



医療機関における産業保健活動の手引き
相澤好治 監修
和田耕治 他 編



乳房再建update
富田興一 編著
素輪善弘 編著



実践アニメ療法の処方箋
パントリー・フランチェスコ 著

計報
師 研也氏(元宮城県医師会長)元日本医師会監事

日本医師会役員及び裁定委員の選任・選定並びに 代議員会議長及び副議長の選定に関する公示

公益社団法人日本医師会 選挙管理委員会 (令和8年5月20日)

日本医師会定款第19条及び第20条第2項の規定に基づき、来る6月27日(土曜)午前9時30分から東京都文京区本駒込2丁目28番16号日本医師会館において、第162回日本医師会定例代議員会を開催いたしますが、その際、定款第21条第2項、第33条、第34条及び第54条の規定により、本会会長、副会長、常任理事、理事、外部理事、監事、外部監事及び裁定委員の選任・選定並びに代議員会議長及び副議長の選定を行います(本会会長、副会長、常任理事、理事、外部理事、監事、外部監事及び裁定委員の任期は、定款第32条第1項及び第55条第1項並びに同施行細則第38条の規定により、令和8年6月27日から令和9年度に関する定例代議員会終結の時までとなります。また、代議員会議長及び副議長の任期は、定款第15条第1項及び定款第21条第3項の規定により、令和8年6月27日から令和9年度に関する定例代議員会開催日の前日までとなります)。

つきましては、日本医師会会員の中で上記役員等に立候補しようとする者(代議員会議長及び副議長の立候補については、令和8年6月27日を就任始期とする日本医師会代議員選出者(選出予定者を含む。ただし、選出予定者については、選出されなかった場合、立候補の効力を失うこととなります。))は、定款施行細則第18条、第20条、第22条、第47条及び第48条の規定に基づき、別紙様式により選任期日の3週間前までに、即ち公示日から6月6日(土曜)午後5時までの間に、本委員会宛に届け出るようお願い申し上げます。

記

- 立候補しようとする者は、立候補者の氏名、立候補しようとする役職(外部理事または外部監事を希望する者は、役職欄に「外部理事」または「外部監事」と記載してください。)、医籍登録番号、立候補者の住所、所属都道府県医師会名及び推薦人(10名以上15名以内)を記載した立候補届出書(様式1)並びに候補者経歴表(様式2)を提出して下さい。
- 定款施行細則第24条の規定に基づき、候補者は、氏名、経歴、所信、写真を本会ホームページに掲載できるよう申し出ることができます。掲載を希望する候補者は、指定用紙(A4判一枚)をもって、定款施行細則第18条の規定にある期間内に本委員会宛に申請して下さい。申請された掲載文及び写真は、そのままPDFファイル化し、本会ホームページに掲載いたします。なお、定款施行細則第25条の規定により、掲載文のなかで他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載することは厳に禁じられています。また、本申し出がない場合でも、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を本会ホームページに掲載する場合がございますので、ご了承下さい。

なお、今回選任・選定する役員及び裁定委員並びに代議員会議長及び副議長の定数は、次のとおりです。

会 長	定 数	1名
副 会 長	〃	3名
常 任 理 事	〃	14名
理 事	〃	14名
外 部 理 事	〃	1名
監 事	〃	2名
外 部 監 事	〃	1名
裁 定 委 員	〃	11名
代 議 員 会 議 長	〃	1名
代 議 員 会 副 議 長	〃	1名

上記のうち裁定委員は、定款第56条の規定により、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることはできません。

(参 考)

公益社団法人日本医師会定款(抜粋)

第4章 代議員及び予備代議員

- (代議員の任期)
第15条 代議員の任期は、選出後最初の定例代議員会開催日より、2年後の定例代議員会開催日の前日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代

議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない(当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。)

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

第5章 代議員会

- (代議員会の議長及び副議長の選定)
第21条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。
- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

第6章 役員等

- (役員等の任期)
第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。
- 2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。ただし、その定例代議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

- (役員等の選任)
第33条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。
- 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職(会長、副会長、常任理事及び理事)毎に分けて行う。
- 3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。
- 4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。
- 5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。
- 6 会計監査人は、代議員会の決議によって選任する。

- (会長、副会長及び常任理事の選定等)
第34条 会長、副会長及び常任理事は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定及び解職する。
- 2 前項の規定に基づく会長、副会長及び常任理事の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

第9章 裁定委員会

- (裁定委員の選任)
第54条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。
- (裁定委員の任期)
第55条 裁定委員の任期は、第32条第1項(役員等の任期)の規定を準用する。
- 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。
- (裁定委員の兼職禁止)
第56条 裁定委員は、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む。)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

日本医師会定款施行細則(抜粋)

第3章 役員を選任

- (役員選任の細則)
第15条 定款第33条第1項及び第35条の規定に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。
- (選任に関する必要事項の通知)
第16条 選挙管理委員会は、役員を選任にあたって

は、あらかじめ、選任に関する必要な事項について、その要旨を都道府県医師会長に通知しなければならない。

(選任期日の公示)
第17条 選挙管理委員会は、役員を選任の期日を、その30日前までに、公示(本会のホームページへ掲載)しなければならない。

(立候補届出)
第18条 役員候補者となろうとする者は、会員10名以上15名以内の推薦を受けて、その選任の期日の3週間前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前10時から午後5時までの間にしなければならない。

(経歴表の添付)
第20条 第18条の規定による立候補届出には、経歴表を添付しなければならない。

(立候補届出書等の様式)
第22条 立候補届出書、経歴表及び候補辞退届出書の様式は、別紙で定める。

(ホームページへの掲載)
第24条 候補者は、選挙管理委員会に対し、役員を選任において、候補者の氏名、経歴、所信、写真を、本会ホームページに掲載するよう申し出ることができる。

- 2 前項の場合、候補者は、選挙管理委員会が指定した用紙を用いた掲載文及び写真を添えて、選挙管理委員会の指定する期日までに、文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前項の申請があったときは、掲載文及び写真を、本会ホームページに掲載する。
- 4 第1項の申し出がない場合であっても、選挙管理委員会は、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を、本会ホームページに掲載することができる。
- 5 掲載の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

(品位保持)
第25条 候補者は、前条第2項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載してはならない。

(役員任期の起算)
第38条 役員任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

第5章 議長及び副議長の選定

(代議員会の議長及び副議長の選定)
第47条 定款第21条第2項の規定に基づく代議員会の議長及び副議長の選定については、役員を選任に関する規定を準用する。

第6章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)
第48条 定款第54条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員を選任に関する規定を準用する。

公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律(抜粋)

第二章 公益法人の認定等 第一節 公益法人の認定

- (公益認定の基準)
第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。
- 十五 理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第二条第四号に規定する子法人をいう。以下この号及び次号において同じ。)の業務執行理事(一般社団・財団法人法第百九十五条第一項(一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。)に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。)又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十六 監事(監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上)が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

